

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年1月16日

【ファンド名】 タワー K1 J ファンド  
(Tower K1 J-Fund)

【発行者名】 タワー・アセット・マネジメント・リミテッド  
(Tower Asset Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 藤原伸哉

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、  
郵便私書箱309号、メープルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気  
付  
(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland  
House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野雄作  
弁護士 谷田部耕介

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5 霞が関ビルディング5階  
小野・谷田部グローバル法律事務所  
(旧名称(2023年5月8日まで): 狛・小野グローバル法律事務所)

【事務連絡者氏名】 弁護士 小野雄作  
弁護士 谷田部耕介

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5 霞が関ビルディング5階  
小野・谷田部グローバル法律事務所  
(旧名称(2023年5月8日まで): 狛・小野グローバル法律事務所)

【電話番号】 (03) 6550-8301

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【提出理由】

タワー・アセット・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」といいます。)は、タワー K1 Jファンド(以下「ファンド」という。)に係る信託の終了を決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第14号に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(イ) 信託の終了の年月日

2023年12月29日

(ロ) 信託の終了に係る決定に至った理由

ファンドのポートフォリオ・マネージャーでもある管理会社の最高投資責任者(以下「CIO」といいます。)が退任する予定であること、またCIOの後任もないことを考慮して、管理会社は、ファンドの運用を継続することは現実的ではないと判断しました。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社は、2023年5月31日付レター(英文)により日本における販売会社に通知しました。また、日本における販売会社は、同レターの内容に基づき、日本における実質受益者に通知しました。